

令和8年9月9日

常滑市長 伊 藤 辰 矢 様

常滑市水道料金及び下水道使用料審議会
会長 千 頭 聡

適正な下水道使用料のあり方について(答申)

令和7年 12 月 16 日付7常建下第 136 号により諮問のありました、②公共下水道事業における下水道使用料のあり方及び③農業集落排水事業における下水道使用料のあり方について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

常滑市下水道事業は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の2つのセグメントから成り、それぞれ社会の重要なインフラとして運営されてきた。

両事業における収入の柱である使用料については、公共下水道事業では、接続促進を優先するため平成 13 年度の供用開始以来据え置かれており、農業集落排水事業においては、令和2年度以降公共下水道事業と同一体系となっている。また、コロナ禍以降の両事業の経営は、公共下水道事業においては大口使用者の水需要の減少、農業集落排水事業においては処理区域内人口の減少等の要因によって、使用料単価は総務省の示す基準を下回り、経費回収率(※)は独立採算を示す 100%を大きく下回る状況が続いており、適正な使用料収入の確保が課題となっている。

このような中、当審議会では、市長からの諮問を受け、現在の経営状況を踏まえた上で、両事業の使用料のあり方について審議を行った。

(※経費回収率:下水道使用料で回収すべき経費(汚水処理費)をどの程度使用料で賄えているかを示す指標。)

2 答申内容

(1) 下水道使用料のあり方について

両事業における、将来にわたって健全かつ安定的な経営を確保するための下水道使用料のあり方については、次のとおりである。

- ・下水道事業には、独立採算や事業の継続性が求められており、汚水処理費を賄う

に足る、安定した使用料収益を確保することが必要であり、そのためには社会情勢等の変化に応じた使用料の改定を定期的に検討すべきである。

・汚水処理費のうち需要家費及び固定費については基本使用料によって負担することが適当であるが、現状では、その割合は低い。今後、収益の安定的な確保を図るためには、固定費に対する基本使用料としての負担割合を段階的に高めていくことが適当である。

・排出量の規模に対して適正な負担を求められるよう、汚水処理原価に対する負担水準の偏りを、段階的に是正していくことが適当である。

・両事業の使用料体系は、同じ汚水処理に対する費用負担として令和2年度に統一されており、この考え方は今後も継続されることが適当である。

(2) 使用料体系のあり方について

公共下水道事業における下水道使用料については、次のとおり使用料体系を改定することが適当である。

また、農業集落排水事業における下水道使用料については、引き続き公共下水道事業における下水道使用料と同内容となるよう改定することが適当である。

○使用料体系案

・基本使用料(消費税抜き、1か月あたり)

基本使用料	案	現行	差額
	900 円	300 円	600 円

・超過使用料(消費税抜き、1か月1 m³あたり)

排出量の区分	案	現行	差額
～10 m ³	50 円	50 円	0円
11～20 m ³	105 円	75 円	30 円
21～30 m ³	140 円	110 円	30 円
31～40 m ³	160 円	130 円	30 円
41～50 m ³	170 円	140 円	30 円
51～100 m ³	195 円	165 円	30 円
101～500 m ³	230 円	200 円	30 円
501 m ³ ～	260 円	230 円	30 円

・使用料改定時期 令和9年4月

○使用料体系案についての考え方

負担水準の適正化のためには、基本使用料及び排出量が少ない区分の超過使用料を大きく改定する必要がある。

基本使用料については、本来は使用料対象経費のうち需要家費及び固定費を賄う

水準とすることが適当であるが、その場合は現行の約 10 倍の基本使用料となり、一般家庭等、排出量の少ない使用者(小口使用者)の負担を考慮すると現実的ではないことから、今回の使用料体系案ではその 29%(現行基本使用料の3倍)の配分とした。基本使用料と超過使用料を合わせた使用料収入全体に占める割合では、本来は基本使用料で全体の 71%を賄うことが適当であるが、今回は 21%となっている。

超過使用料については、現行単価の低い区分ほど使用料の改定割合が大きくなり、負担水準の偏りを小さくする効果がある定額改定をベースとすることが適当である。しかしながら、小口使用者においては基本使用料改定の影響が割合的に大きいことから、今回の使用料体系案では最低区分の超過使用料を据え置くことにより、これらの使用者へ配慮することとした。

なお、この使用料体系案は、下水道という生活に必要な社会インフラの維持という観点から事業の安定的な経営を中心に審議した結論である。そのため、改定による市民生活への影響の緩和が必要と考えられる場合にあっては、市全体の施策の中で対応を検討されたい。

また、審議にあたっては令和 16 年度の収支見込みに基づいて使用料体系を検討したが、その見込みには地域の人口や有収水量の動向、物価の上昇等の不確実な要因が複雑に影響するものである。このため、見込みに対する実績の状況を定期的に確認し、乖離が生じた場合には必要に応じて適正な使用料改定を検討すべきである。

3 審議内容

(1) 審議の方法

両事業では、汚水処理という同一の公共サービスに対して同一の負担とするため、令和2年度に使用料体系を統一しており、この考え方は今後も継続されることが適当である。

このため、本審議会においては、両事業の経営状況を確認したうえで、公共下水道事業における使用料のあり方を中心に審議を行い、農業集落排水事業における使用料の改定は公共下水道事業と同時期、同内容によることとした。

(2) 経営状況の課題

両事業では、ともに経費回収率が 100%を大きく下回り、収支不足(赤字額)を市の一般会計からの基準外繰入金(※)で補填する経営となっている。今後についても引き続き収支不足となり、基準外繰入金による補填は継続して必要となる見込みである。

この状況について、公営企業としての独立採算の原則及び汚水処理費の受益者負担という原則に照らすと、適正な使用料収入の確保による経費回収率の向上及び基準外繰入金の抑制が課題となる。

(※基準外繰入金:総務省の示す公費負担の基準以外の、市独自の一般会計繰入金。)

(3) 使用料体系の課題

現行使用料体系での使用料単価は、1立方メートルあたり 130 円台で推移しており、総務省が最低限の経営努力の基準として示す 150 円に達していない。これにより、市にとって国からの財政措置が一部受けられないという不利益が生じている。

また、小口使用者において汚水処理原価に対する使用料での負担水準が6割程度と低く、処理にかかる費用の一部しか負担していない一方、大口使用者は汚水処理原価以上の使用料を負担している。この負担水準の偏りにより、一部の大口使用者からの使用料収入に大きく依存する経営となっている。

(4) 改定目標及び改定の諸条件

この審議会において検討する使用料改定の基本目標は、常滑市公共下水道事業経営戦略の目標を踏襲して、公共下水道事業における令和16年度の経費回収率が100%以上、基準外繰入金が皆減となる水準とし、令和 16 年度における使用料収入の総額が現行使用料で計算した場合と比べ 32%増となる改定(目標改定率 132%)を目指した。

また、使用料体系における排出量区分等の基本的枠組みは継続する一方、現行では県下で最低となっている基本使用料の大幅な見直しや排出量区分ごとに適正な負担を求めることで、汚水処理原価に対する負担水準の適正化に資するような使用料体系案を検討した。

(5) 改定時期

両事業における経営の改善、ひいては一般会計からの基準外繰入金の抑制には、少しでも早く使用料の増収に取り組むべきである。したがって、基本目標は令和 16 年度における数値としているが、使用料の改定は可能な限り早期にすべきである。

4 付帯意見

・行政においては、下水道事業の社会的役割や経営のあり方について周知広報し、下水道事業及び使用料負担に対して市民の理解を得られるように努められたい。